

司法修習生の修習資金貸与制度の実施に反対し、給費制度の復活を求める決議

- 1 司法修習生に対する給費制度を廃止し、新たに修習資金を貸与する制度（修習資金貸与制度）を定めた2004年改正裁判所法の施行が2010年11月に迫っている。
- 2 現在の司法修習制度は、人権擁護のための司法制度を支える人材を、裁判官、検察官、弁護士志望によって区別をせず、統一・公平・平等の理念のもとで育成する制度として戦後実現し、連綿と続けられてきた。
その中で、司法修習生の生計費を国家が負担する給費制度は、司法修習生の経済的な独立を保障して司法修習への専念を実効化するものであった。また、社会の各界各層の基本的な人権を擁護するにふさわしい多様な人材を確保することに役立ってきた。
- 3 法曹養成は単なる個人の資格取得ではなく、「法の支配」を具現化するという高度の公共的使命を有する人材の養成である。そのためには、法曹資格制度は、経済的事情に関わりなく広く国民に門戸を開く必要がある。しかし、給費制度が廃止され修習資金貸与となれば、修習生時代の経済状況の悪化を不安視して司法試験受験を断念する者が現れかねない。また、弁護士になって以降も貸与金の返済のために公益的な活動を敬遠することになりかねず、基本的な人権の擁護と社会正義の実現（弁護士法1条）を理念とする弁護士のあり方を変容させる危険性を孕んでいる。
- 4 そもそもわが国の司法予算は過小で、国家予算に占める割合が少なすぎるのであって、司法の機能を高め、質量ともに豊かな法曹を得るためには、むしろ司法予算の大幅な拡充が必要である。
- 5 よって、自由法曹団は、国会・政府・最高裁判所に対し、修習資金貸与制度の導入を相当期間延期して、給費制を復活するよう求めるものである。

2009年10月26日

自由法曹団2009年総会